

# 令和6年度 第一回定期監査等報告書

## 監査の概要

### 1 本監査等について

地方自治法第199条第1項及び長洲町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

### 2 監査等の種類

- (1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- (2) 財政援助団体である長洲町シルバー人材センター、長洲町社会福祉協議会及び長洲町スポーツ協会（旧長洲町体育協会）の令和5年度補助金に係る出納その他の事務の執行について
- (3) 令和5年度の公の施設の指定管理者である株式会社舞台風におけるながす未来館及び長洲町図書館の指定管理業務、長洲町SSC共同事業体における長洲町総合スポーツセンターの指定管理業務の事務の執行及び施設の管理運営について

### 3 監査等の対象

(地方自治法第199条第4項関係)

町長部局、会計室、下水道事業、水道事業、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

(地方自治法第199条第7項関係)

社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会  
公益社団法人 長洲町シルバー人材センター  
長洲町スポーツ協会（旧長洲町体育協会）  
長洲町SSC共同事業体  
株式会社 舞台風

### 4 監査等の着眼点（評価項目）

収入、支出、予算執行、税・料等、契約、物品、庶務、その他に対し、経済性、効率性、有効性、合規性、正確性を着眼点とし監査を行った。

## 5 監査の実施内容

監査を効果的、効率的に実施するため、予め各課等に「監査調書」の提出を求め事前に内容等の調査をした。

当日は主管長、担当者等の出席を求め、主管長から前回の指摘・注意・検討事項及び令和5年度の重点施策について説明を受けたあと、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が適正かつ効率的に行われているか、また、町補助金交付団体等からの実績報告書や収支決算書等について関係者等から事情聴取しながら監査した。

## 6 監査の実施期間及び日程

令和6年6月3日から令和5年7月22日までの17日間

実施月日	曜日	時間帯	監査実施対象	実施場所
6月3日	月	午前 午後	長洲小学校・六栄小学校	当該施設事務所
6月4日	火	午前 午後	長洲中学校(旧腹栄中学校分含む)・腹赤小学校 清里小学校	当該施設事務所 〃
6月5日	水	午前 午後	総合スポーツセンター 財政援助団体(長洲町スポーツ協会)	当該施設事務所 監査委員事務局室
6月6日	木	午前 午後	社会福祉協議会・ながす未来館及び図書館 シルバー人材センター	当該施設事務所 〃
6月24日	月	終日	学校教育課(中学校統合推進室含む)	ながす未来館 研修室
6月25日	火	終日	生涯学習課	〃
6月26日	水	終日	建設課	監査委員事務局室
6月27日	木	終日	まちづくり課	〃
6月28日	金	終日	住民環境課	〃
7月3日	水	終日	税務課・会計室	〃
7月4日	木	終日	議会事務局・子育て支援課	〃
7月5日	金	午前	総務課(消防5分団・6分団、研修センター)	当該施設事務所等
7月8日	月	終日	総務課(選挙管理委員会含む)	監査委員事務局室
7月10日	水	終日	福祉保健介護課(健福・地福含む)	〃
7月11日	木	終日	福祉保健介護課	〃
7月12日	金	終日	農林水産課・農業委員会	〃
7月22日	月	午前	水道課	当該施設事務所
		午後	下水道課	〃

# 監査の結果及び意見

## 1 総括

○財務に関する事務の執行について

令和6年3月末日現在の予算執行状況

(一般・特別会計)

(単位：千円、%)

会計名	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	執行率
一般会計	9,738,133	9,264,909	95.1	9,072,092	93.2
国民健康保険特別会計	2,212,121	2,161,723	97.7	2,156,347	97.5
介護保険特別会計	1,813,924	1,790,134	98.7	1,727,059	95.2
後期高齢者医療特別会計	265,423	256,482	96.6	255,572	96.3

収納率及び執行率は対予算現額を表した数値

―一般会計の収納率及び執行率が低い主要因は国庫補助金等が繰越明許とされたことによるもの。

(水道事業会計)

(単位：千円、%)

区分	収支の別	予算額	執行額	執行率
収益的収入及び支出	収入	259,365	259,172	99.9
	支出	249,467	234,989	94.2
資本的収入及び支出	収入	5,562	5,597	100.6
	支出	157,096	152,565	97.2

(下水道事業会計)

(単位：千円、%)

区分	収支の別	予算額	執行額	執行率
収益的収入及び支出	収入	865,899	850,827	98.3
	支出	822,804	784,358	95.3
資本的収入及び支出	収入	953,455	429,728	45.1
	支出	1,323,615	648,052	49.0

## 2 共通事項

- (1) 支出負担行為決議書摘要欄に金額の根拠となる計算式を記載し、その計算式に必要な書類を貼付して整理すること。
- (2) 決裁を受けた書類（添付書類含む）や国県からの交付決定書等については、追記をせず、コピー等への追記で対応すること。
- (3) 起案文書や財務伝票等における修正または訂正は、適正な方法（二重取り消し線、消印等）で行い、改ざん等の疑念につながりかねない修正ペンや修正テープは使用しないこと。
- (4) 年度末の光熱水費等の支出負担行為決議書等については、摘要欄に「電話確認済」と確認者名の記入または確認者の押印にて対応しているが、後日請求書等が送られたら一緒に簿冊へ綴り整理すること。

## 3 個別指摘・注意・検討事項

### 町長部局

#### (1) 総務課

指摘事項 ○特になし

注意事項 ○起案文書の整備について

○支出負担行為決議書等の整備について

○備品台帳の整備について

検討事項 ○消火器台帳の整備について

#### (2) まちづくり課

指摘事項 ○特になし

注意事項 ○支出負担行為決議書等の整備について

検討事項 年度末の支出負担行為決議書等の書類整理について

#### (3) 住民環境課

指摘事項 ○し尿汲取り手数料の滞納対策及び滞納事務整理の促進

注意事項 ○契約関係書類の整備について

検討事項 ○収納関係事務処理の手順見直しについて

#### (4) 福祉保健介護課

指摘事項 ○後期高齢者医療保険料の滞納対策及び滞納整理事務の促進

○介護保険料の滞納対策及び滞納整理事務の促進

注意事項 ○起案文書の整備について

○支出負担行為決議書等の整備について

検討事項 ○起案文書の明記する事項について

- 支出負担原因行為決議書の簿冊の整理の仕方について
- 補助金交付団体の規約に規定する役員構成等の確認を適宜行うことが望ましい。

**( 5 ) 子育て支援課**

- 指摘事項 ○特になし
- 注意事項 ○特になし
- 検討事項 ○決裁後の書類の取り扱いについて

**( 6 ) 税務課**

- 指摘事項 ○税全般の滞納対策及び滞納整理事務の促進
- 注意事項 ○起案文書の整備について
- 出張命令書の整備について
- 検討事項 ○特になし

**( 7 ) 建設課**

- 指摘事項 ○特になし
- 注意事項 ○起案文書の整備について
- 支出負担行為決議書等の整備について
- 出張命令書の整備について
- 検討事項 ○特になし

**( 8 ) 農林水産課**

- 指摘事項 ○特になし
- 注意事項 ○起案文書の整備について
- 支出負担行為決議書等の整備について
- 検討事項 ○特になし

**会 計 室**

- 指摘・注意・検討事項 特になし

**水 道 課**

- 指摘事項 ○水道料金の滞納対策及び滞納整理事務の促進
- 注意事項 ○起案文書の整備について
- 支出負担行為決議書等の整備について
- 設備等点検記録簿の整備について
- 検討事項 ○特になし

## 下水道課

- 指摘事項 ○下水道使用料の滞納対策及び滞納整理事務の促進
- 注意事項 ○歳入調定の整備について  
○出張命令書の整備について
- 検討事項 ○特になし

## 教育委員会

### (1) 学校教育課

- 指摘事項 ○特になし
- 注意事項 ○出張復命書の整備について
- 検討事項 ○学校施設利用状況の把握について

### (2) 小中学校

- 指摘事項 ○特になし
- 注意事項 ○起案文書の整備について  
○支出負担行為決議書等の整備について  
○設備等点検記録簿の整備について
- 検討事項 ○消火器配置図を見える位置への設置について  
○様式の統一化について

### (3) 生涯学習課

- 指摘事項 ○特になし
- 注意事項 ○支出負担行為決議書等の整備について
- 検討事項 ○特になし

## 議会事務局

- 指摘・注意・検討事項 特になし

## 選挙管理委員会事務局

- 指摘・注意・検討事項 特になし

## 農業委員会事務局

- 指摘事項 ○特になし
- 注意事項 ○支出負担行為決議書等の整備について
- 検討事項 ○特になし

## 各施設

### (1) 町民研修センター

指摘事項 ○特になし

注意事項 ○特になし

検討事項 ○消火器台帳の整備について

### (2) 地域福祉センター

指摘・注意・検討事項 特になし

### (3) 健康福祉センター

指摘・注意・検討事項 特になし

## 財政援助団体（令和5年度分）

### (1) 社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会

令和5年度社会福祉事業補助金25,000,000円が4月14日付で申請され、長洲町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第3条に基づき審査された結果、4月21日付で25,000,000円の補助金を決定し、5月10日に上半期分12,500,000円が、10月18日に下半期分として12,500,000円が交付されている。また、令和6年5月31日に提出された実績報告書に基づく最終的な補助金額については、令和5年度における返還金はなく25,000,000円となっている。

本監査については、町からの補助金が交付目的に沿って執行され、適正な事務処理が行われているかについて、長洲町監査基準に準拠し、関係者から説明を聴取しながら行った結果、関係書類等を監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の遂行と円滑な運営に尽力されるよう要望するものである。

### (2) 公益社団法人 長洲町シルバー人材センター

高齢者の就業の機会を確保し、その労働能力活用の推進を目的とした令和5年度事業費補助金8,800,000円が4月17日付で申請され、長洲町補助金交付規則第4条に基づいた審査を経て、4月17日付で8,800,000円の補助金を決定し、5月10日に上半期分4,400,000円が、10月11日に下半期分として4,400,000円が交付されている。また、令和6年5月10日に提出された実績報告書に基づく最終的な補助金額については、令和5年度における返還金はなく8,800,000円となっている。

本監査については、補助金が適正な事務処理により目的に沿って使用されているかについて、長洲町監査基準に準拠し、関係者から説明を聴取しながら行った

結果、関係書類等を監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

今後も福祉保健介護課等関係機関と連携を取りながら、事業目的の遂行と円滑な運営に尽力されるよう要望するものである。

### (3) 長洲町スポーツ協会（旧長洲町体育協会）

長洲町体育協会に対する事業経費を補助し、スポーツを通じて町民の体力を向上し、明るく健康なまちづくりを目的とした令和5年度長洲町体育協会補助金1,100,000円が5月16日付けで申請され、長洲町補助金交付規則第3条に基づき審査された結果、5月16日付で1,100,000円の補助金を決定し、5月31日に同額が交付されている。

本監査については、町からの補助金が交付目的に従って執行され、適正に運用されているかについて、長洲町監査基準に準拠し、関係者から説明を聴取しながら行った結果、関係書類等を監査した限りにおいて、適正に処理されていた。

今後も生涯学習課等関係機関と連携を図りながら、町民の体力を向上及び交流促進にご尽力いただきたい。

## 指定管理者（令和5年度分）

### (1) 長洲町 SSC 共同体

#### 指定管理対象施設：長洲町総合スポーツセンター

施設の管理に関する基本協定に従った適正な施設管理、運用等がなされているかについて、関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した。

指定管理者の収入は、令和5年度の指定管理委託料40,682,950円のほか、使用料収入9,894,300円、自主事業収入7,919,150円、その他収入5,515,102円で、収入総合計額は64,011,502円となっている。支出は人件費25,431,153円、旅費・研修費52,215円、需用費20,530,703円、役務費424,307円、使用料及び賃借料930,698円、委託料8,070,340円、租税公課4,000円、自主事業費4,225,771円、雑費22,000円、一般管理費4,320,315円で支出総合計額は64,011,502円となっている。

また、年間の利用状況を見ると温水プールの塗装工事による2月間の閉館により使用料で前年度の10,082,950円に比べて188,650円(1.9%)の減額と影響があったものの、新型コロナウイルス感染症が5月に5類へ移行されたこともあり、総利用者数は126,868人で前年度の118,239人に比べ8,629人(7.3%)の増加し、新型コロナウイルス感染症拡大前の状態へ戻ってきている。

指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」等に関しても、売上金管理関係台帳、施設管理関係台帳、契約書、委託業務完了報告書等を抜粋して監査したところ、監査した限りにおいて適正に管理運営されていた。なお、事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に指摘を行ったので報告書では省

略する。

今後とも、協定に基づく定期的なモニタリングを実施する中で、様々な感染症対策を含めた危機管理体制の整備や物価高騰による経費の推移等についても配慮しながら、施設管理や事業運営等について、担当課である生涯学習課と連携を図り、町民の健康増進と福祉の向上に寄与すべくご尽力いただくよう要望したい。

## (2) 株式会社 舞台風

### 指定管理対象施設：ながす未来館及び長洲町図書館

施設の管理に関する基本協定に従った適正な施設管理、運用等がなされているかについて、関係者から説明を聴取し関係書類等を監査した。

指定管理者の収入は、令和5年度の指定管理料48,790,000円のほか、使用料収入2,848,725円、自主事業収入5,618,110円、その他収入307,776円で収入総合計額は57,564,611円となっている。支出は人件費31,329,300円、使用料及び賃借料578,378円、旅費26,280円、需用費8,475,804円、役務費392,854円、委託料8,392,670円、自主事業費6,882,777円、負担金73,505円、租税公課1,000円、会社管理費1,412,043円で、支出総合計額は57,564,611円となっている。

指定管理の主な業務である「施設の使用許可に関する業務」「利用料金の徴収に関する業務」「施設維持管理に関する業務」に関して、長洲町監査基準に準拠し、売上金管理関係台帳、施設利用申請書等を抜粋して監査した。経理取扱いも管理業務と自主事業を区分しており、専用口座に基づく出納管理も監査した限りにおいて適正であった。なお、事務処理上の軽微な注意事項については、監査時において担当者に指摘を行ったので報告書では省略する。

新型コロナウイルス感染症が5月に第5類へと移行されたこともあり、使用料収入が前年度の2,666,465円に比べ182,260円(6.8%)の増加、入館者数が76,461人で前年度の73,233人に比べ3,228人(4.4%)の増加、事業収入が前年度の2,733,567円に比べ2,884,543円(105.5%)の増加となっている。

今後とも、協定に基づく定期的なモニタリングを実施する中で、様々な感染症対策を含めた危機管理体制の整備や物価高騰による経費の推移等についても配慮しながら、施設管理や事業運営等について、担当課である生涯学習課と連携を図り、教育・文化に親しむ町民の満足度の向上に向けて創意工夫を重ね、入館者及び施設利用者の増を図り、活力あるまちづくりに寄与すべくご尽力いただくよう要望したい。

## むすび

今年度の第一回定期監査は、関係機関及び関係者、職員各位の協力のもと令和5年度下半期分（財政援助団体等監査は令和5年度分）を対象期間として行った。

関係各課等の財務関係諸帳簿や関係書類は、監査した限りにおいて概ね整備されており、効率的に執行されているものと認められた。

町税、保険料、諸証明料、使用料等の収納事務についても、公金受渡簿、収納関係書類等を抜粋して調べたところ、計数的には正確に収納され処理されていた。

施設管理（指定管理施設を含む）については、各施設における各種設備点検結果等への対応は適切に行われているが、施設の老朽化により修繕や改修が必要な個所見受けられた。そのため、令和6年3月に改定した公共施設の総合管理計画に沿った施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによる財政負担を軽減・平準化していくことは勿論のこと、定期的な状況把握等により町民の生活環境の悪化につながらないように、今後も保有する公共施設全般の適正な管理をお願いしたい。

また、町補助金について業務が適正に実施されているか監査を行ったところ、監査した範囲において適正に執行されていると認められた。

令和5年度へ繰越された滞納額は、一般会計など6会計の総額で過年度分滞納繰越額と合わせ144,925,716円と、前年度に比べ2,928,588円の減額となっている。徴収状況を個別に見ると、固定資産税、下水道使用料で前年度より収納率が向上している一方、固定資産税以外の税、町営住宅使用料、町有地貸付料、し尿汲取り料、水道使用料、各種保険料などは収納率が低下している状況であるが、6会計の過年度分滞納繰越の収納率は、昨年度の18.0%から18.3%に上昇している。なお、不納欠損処分額については、前年度の9,694,847円に対し、4,944,528円へと減少している。

丁寧かつ継続的な取り組みにより成果の出ている部署も見られる中ではあるが、物価高騰、人口減少等が進む中、今後の町の収支の均衡を保つ一環として、また、公平性、公正性の観点からも滞納対策は重要であり、中でも新たな滞納者を出さない初期対策が重要であると考えられるため、重点的に取り組まれていただきたい。

近年の国が進める自治体DXの推進に伴い、本庁においても業務効率化や住民の利便性の向上のためのデジタル化が進められている。その過程にある現状においては、職員の業務量増加も考えられるため、職員の心身の健康にも目を配りながら、経済性、効率性、効果性の意識を常に持った丁寧で正確な業務遂行に引き続き努めていただきたい。

未来を担う町の宝である子供たちのために、また、本町に暮らす全ての人のために、住民の理解と協力を得ながら様々な課題を克服しつつ堅実に取り組みを進めていただくよう併せて要望し、定期監査の報告とする。

# 令和6年度 第二回定期監査等報告書

## 監査の概要

### 1 本監査等について

地方自治法第199条第1項及び長洲町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。また、その際に必要と思われる行政事務についても同法第199条第2項の規定に基づき、あわせて監査を行った。

### 2 監査等の種類

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 3 監査対象

(地方自治法第199条第4項関係)

町長部局、会計室、水道事業、下水道事業、教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

### 4 監査等の着眼点(評価項目)

収入、支出、予算執行、税・料等、契約、物品、庶務、その他に対し、経済性、効率性、有効性、合規性、正確性を着眼点として監査を行った。また、現物が物理的又は情動的に実在するかといった実在性についても着眼し、抜粋による監査を行った。

### 5 監査の実施内容

監査を効果的、効率的に実施するため、予め各課等に「監査調書」の提出を求め、事前に内容等の調査をした。

当日は、主管長、担当者等の出席を求め、主管長から指摘・注意・検討事項及び重点施策について説明を受けたあと、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等が適正かつ効率的に行われているか、町の公金や会計事務規則の適用を受けない金銭で、職員が職務として管理する必要性のある準公金の取扱いが適正に行われているか、物品等について備品伝票及び備品台帳が整備され適正に管理されているか、各部署における滞納発生状況及び滞納対策等について、事前に提供された滞納一覧表を参考に担当者から事情聴取しながら監査した。また、各課が所管する主な施設については、現地で担当者から説明を受け、管理状況等を確認しながら監査を行った。

## 6 監査の実施期間及び日程

令和7年1月20日から令和7年2月14日までの16日間

実施月日	曜日	時間帯	監査実施対象	実施場所
1月20日	月	終日	学校教育課	当該施設事務所等
1月22日	水	午前	腹赤小学校	〃
		午後	六栄小学校	〃
1月23日	木	午前	長洲中学校	〃
1月24日	金	午前	長洲小学校	当該施設事務所等
		午後	清里小学校	〃
1月28日	火	終日	農林水産課・農業委員会	監査委員事務局室
1月29日	水	終日	まちづくり課	〃
1月30日	木	終日	税務課・会計室	〃
1月31日	金	終日	住民環境課	〃
2月4日	火	午前	総務課（消防分団（第4・第9・第10分団）	当該施設事務所等
		午後	町民研修センター・健康福祉センター	〃
2月5日	水	終日	総務課（選挙管理委員会を含む）	監査委員事務局室
2月6日	木	終日	福祉保健介護課 （健康福祉センター・地福福祉センター含む）	〃
2月7日	金	終日	福祉保健介護課	〃
2月10日	月	終日	生涯学習課	〃
2月12日	水	終日	子育て支援課・議会事務局	〃
2月13日	木	終日	建設課	〃
2月14日	金	午前	水道課	当該施設事務所等
		午後	下水道課	〃

## 監査の結果及び意見

### 1 総括

#### (1) 財務に関する事務の執行等について

監査の結果、令和6年9月末日現在での予算の執行等を見てみると次のとおりである。

#### [一般会計]

当初予算 7,709,155 千円（繰越明許費 406,155 千円含む）でスタートし、多世代交流拠点施設整備事業、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業、道路等整備事業、LP ガス価格高騰対策支援事業、物価高騰対応重点支援（こども加算）臨時給付金事業、戸籍電算化事業、住民基本台帳ネットワーク整備事業、介護基盤緊急整備特別対策事業、学校給食運営事業（荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、子育て世代家計応援給付金が翌年度へ繰越され、445,172 千円を追加補正し、総額 8,154,327 千円の予算となっている。収入率及び予算執行率については、下表のとおりである。

（単位：千円、％）

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
令和5年度	8,575,562	3,467,323	40.4	3,686,233	43.0
令和6年度	8,154,327	3,299,347	40.4	3,407,855	41.8

収入率については、前年同時期と同率の 40.4％となっている。また、予算執行率については、前年同時期 43.0％と比べ 1.2 ポイント低下の 41.8％となっている。

#### 町税等について

（単位：千円、％）

	年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
町税 (滞納繰越分含む)	R5 年度	1,997,002	943,825	1,053,177	47.2
	R6 年度	1,953,662	865,624	1,088,038	44.3
	増 減	43,340	78,201	34,861	2.9
その他 (町税以外の収入)	R5 年度	3,466,151	2,523,498	942,653	72.8
	R6 年度	3,255,980	2,433,723	822,257	74.7
	増 減	210,171	89,775	120,396	1.9
一般会計合計 (滞納繰越分含む)	R5 年度	5,463,153	3,467,323	1,995,830	63.4
	R6 年度	5,209,642	3,299,347	1,910,295	63.3
	増 減	253,511	167,976	85,535	0.2

町税（滞納繰越分含む）の調定額は、前年同期で 43,340 千円減少、その他（町税以外の収入）は、前年同期で 210,171 千円減少している。また、収納率については、町税が前年同時期 47.2％と比べ 2.9 ポイント低下の 44.3％、その他（町税以外の収入）が、前年同時期 72.8％と比べ 1.9 ポイント上昇の 74.7％となっている。

### [国民健康保険特別会計]

当初予算 2,225,000 千円でスタートし、1,066 千円を追加補正し、総額 2,226,066 千円の予算となっている。収入率及び予算執行率については、下表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
令和5年度	2,081,157	981,446	47.1	898,335	43.1
令和6年度	2,226,066	1,008,223	45.2	888,486	39.9

収入率については、前年同時期の47.1%と比べ1.9ポイント低下の45.2%となっている。また、予算執行率については、前年同時期43.1%と比べ3.2ポイント低下の39.9%となっている。

### 国民健康保険税等について

(単位：千円、%)

	年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
国保税 (滞納繰越分含む)	R5年度	361,829	115,231	246,598	31.8
	R6年度	350,716	106,852	243,864	30.4
	増 減	11,113	8,379	2,734	1.4
その他 (国民健康保険税以外)	R5年度	1,725,351	866,215	859,136	50.2
	R6年度	1,795,930	901,371	894,559	50.2
	増 減	70,579	35,156	35,423	0.0
国保会計合計 (滞納繰越分含む)	R5年度	2,087,180	981,446	1,105,734	47.0
	R6年度	2,146,646	1,008,223	1,138,423	47.0
	増 減	59,466	26,777	32,689	0.0

国民健康保険税(滞納繰越分含む)の調定額は、前年同期で11,113千円減少、その他(国民健康保険税以外の収入)は、前年同期で70,579千円増加している。また、収納率については、国民健康保険税(滞納繰越分含む)が、前年同時期31.8%と比べ1.4ポイント低下の30.4%、その他(国民健康保険税以外)が、前年同時期と同率の50.2%となっている。

### [介護保険特別会計]

当初予算 1,794,000 千円でスタートし、13,422 千円を追加補正し、総額 1,807,422 千円の予算となっている。収入率及び予算執行率については、下表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
令和5年度	1,814,342	907,898	50.0	719,348	39.6
令和6年度	1,807,422	878,874	48.6	722,749	40.0

収入率については、前年同時期の50.0%と比べ1.4ポイント低下の48.6%となっている。また、予算執行率については、前年同時期39.6%と比べ0.4ポイント上昇の40.0%となっている。

## 介護保険料等について

(単位：千円、%)

	年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
介護保険料 (滞納繰越分含む)	R5 年度	356,786	177,630	179,156	49.8
	R6 年度	364,694	178,084	186,610	48.8
	増 減	7,908	454	7,454	1.0
その他 (介護保険料以外)	R5 年度	1,480,219	730,268	749,951	49.3
	R6 年度	1,479,922	700,790	779,132	47.4
	増 減	297	29,478	29,181	1.9
介護保険特別会計合計 (滞納繰越分含む)	R5 年度	1,837,005	907,898	929,107	49.4
	R6 年度	1,844,616	878,874	965,742	47.6
	増 減	7,611	29,024	36,635	1.8

介護保険料(滞納繰越分含む)の調定額は、前年同期で7,908千円増加、その他(介護保険料以外の収入)は、前年同期で297千円減少している。また、収納率については、介護保険料(滞納繰越分含む)が、前年同時期49.8%と比べ1.0ポイント低下の48.8%、その他(介護保険料以外)が、前年同時期49.3%と比べ1.9ポイント低下の47.4%となっている。

## [後期高齢者医療特別会計]

当初予算291,800千円でスタートし、これまで補正等を行われていない。

収入率及び予算執行率については、下表のとおりである。

(単位：千円、%)

	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	予算執行率
令和5年度	268,600	85,617	31.8	59,150	22.0
令和6年度	291,800	86,956	29.7	58,200	19.9

収入率については、前年同時期31.8%と比べ2.1ポイント低下の29.7%となっている。また、予算執行率については、前年同時期22.0%と比べ2.1ポイント低下の19.9%となっている。

## 医療保険料等収入について

(単位：千円、%)

	年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
医療保険料 (滞納繰越分含む)	R5 年度	160,673	75,994	84,679	47.3
	R6 年度	191,985	77,114	114,871	40.2
	増 減	31,312	1,120	30,192	7.1
繰 入 金	R5 年度	17,951	8,975	8,976	50.0
	R6 年度	17,775	8,889	8,886	50.0
	増 減	176	86	90	0.0
そ の 他 (医療保険料・繰入金以外)	R5 年度	704	648	56	92.0
	R6 年度	981	953	28	97.2
	増 減	277	305	28	5.2

後期高齢者医療 特別会計合計 (滞納繰越分含む)	R5年度	179,328	85,617	93,711	47.7
	R6年度	210,741	86,956	123,785	41.3
	増減	31,413	1,339	30,074	6.4

後期高齢者医療保険料(滞納繰越分含む)の調定額は、前年同期で31,312千円増加、繰入金は、前年同期で176千円減少、その他(後期高齢者医療保険料以外の収入)は、前年同期で277千円増加している。また、収納率については、後期高齢者医療保険料(滞納繰越分含む)が、前年同時期の47.3%と比べ7.1ポイント低下の40.2%、繰入金が前年の同期と同率の50%。その他(後医療保険料・繰入金以外)が、前年同時期92.0%と比べ5.2%上昇の97.2%となっている。

繰入金の収入済額8,889千円については、一般会計からの事務費繰入金、広域連合事務費繰入金である。

### [水道事業会計]

本年度上半期の営業収益122,148千円は、前年度(前年同時期112,337千円)に比べ9,811千円8.7%増加し、営業費用43,145千円は、前年度(前年同時期44,134千円)に比べ989千円2.2%減少している。

一方、流動資産の収入未済額4,786千円は、前年度(前年同時期4,413千円)に比べ373千円8.5%増加している。

係る財務に関する事務は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

(単位：円、%)

区分	R6年度	R5年度	増減	増減率
営業収益	122,148,724	112,337,294	9,811,430	8.7
営業費用	43,144,745	44,133,975	989,230	2.2

営業収益：主たる営業活動によって生じる給水収益、受託工事収益、その他営業収益(証明手数料、材料検査手数料等)をいう。

営業費用：主たる営業活動によって生じる原配給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用をいう。

(単位：円、%)

区分	R6年度	R5年度	増減	増減率
流動資産未収金	4,786,891	4,413,706	373,185	8.5

流動資産未収金：営業未収金、営業外未収金、その他未収金、過年度未収金があり、比較的短期に回収できる資産をいう。

### 水道使用料収入について

(単位：円、%)

	年度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
水道使用料 (滞納繰越分含む)	R5年度	118,550,405	114,136,699	4,413,706	96.3
	R6年度	129,007,033	124,220,142	4,786,891	96.3
	増減	10,456,628	10,083,443	373,185	0.0

水道使用料の収納率については、昨年同期と同率で96.3%となっている。

(調定額は上半期分)

## [下水道事業会計]

本年度上半期の営業収益 169,739 千円は、前年度（前年同時期 173,948 千円）に比べ 4,209 千円 2.4%減少、営業費用 90,403 千円も、前年度（前年同時期 90,564 千円）比べ 161 千円 0.2%減少している。

一方、流動資産の収入未済額 4,323 千円は、前年度（前年同時期 4,263 千円）に比べ 60 千円 1.4%上昇している。

予算に係る財務に関する事務は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

（単位：円、％）

区 分	R6 年度	R5 年度	増 減	増減率
営業収益	169,739,061	173,948,519	4,209,458	2.4
営業費用	90,402,666	90,563,334	160,668	0.2

営業収益：主たる営業活動によって生じる使用料、他会計負担金、区域外流入負担金、受託工事収益、その他営業収益（証明手数料、材料検査手数料等）をいう。

営業費用：主たる営業活動によって生じる管渠費、ポンプ場費、処理場費、浄化槽施設費、受託事業費、普及指導費、業務費、総係費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用をいう。

（単位：円、％）

区 分	R6 年度	R5 年度	増 減	増減率
流動資産未収金	4,323,314	4,263,524	59,790	1.4

流動資産未収金：営業未収金、営業外未収金、その他未収金、過年度未収金があり、比較的短期に回収できる資産をいう。

## 受益者負担金等収入について

（単位：円、％）

	年 度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
受益者負担金 （滞納繰越分含む）	R5 年度	3,160,650	3,004,350	156,300	95.1
	R6 年度	3,202,170	2,959,370	242,800	92.4
	増 減	41,520	44,980	86,500	2.7
公共下水道使用料 （滞納繰越分含む）	R5 年度	120,716,972	117,271,465	3,445,507	97.1
	R6 年度	121,358,065	117,895,530	3,462,535	97.1
	増 減	641,093	624,065	17,028	0.0
個別排水処理使用料 （滞納繰越分含む）	R5 年度	1,141,231	1,122,799	18,432	98.4
	R6 年度	1,201,369	1,173,579	27,790	97.7
	増 減	60,138	50,780	9,358	0.7
特定地域排水処理使用料 （滞納繰越分含む）	R5 年度	611,941	597,304	14,637	97.6
	R6 年度	607,357	595,256	12,101	98.0
	増 減	4,584	2,048	2,536	0.4

受益者負担金の収納率については、前年同時期 95.1%と比べ 2.7 ポイント低下の 92.4%となっており、滞納繰越分は完納されている。（調定額は全期分）

公共下水道使用料の収納率については、昨年同期と同率で 97.1%となっている。

（調定額は上半期分）

個別排水処理使用料の収納率については、前年同時期 98.4%と比べ 0.7 ポイント低下の 97.7%

となっており、滞納繰越分は完納されている。(調定額は上半期分)

特定地域排水処理使用料の収納率については、前年同時期 97.6%と比べ 0.4 ポイント上昇の 98.0%となっており、滞納繰越分は完納されている。(調定額は上半期分)

## (2) 準公金の取扱いについて

町職員が業務として行う各種団体等の現金(準公金)の取扱いについて、7課29会計(小中学校を含む)を帳簿の確認や聴き取りを行うなどの監査をした結果、次のような不適切な取り扱いが見られた。

- 出納帳簿の整備がされていない (4会計)
- 各種団体等の監査を受けていない (9会計)
- 定期的な出納簿と通帳の照合がされていない (年1回1会計、照合無1会計)
- 現金、通帳等の保管庫の鍵管理者が不適切である  
(事務取扱者が管理14会計)
- マニュアル等の取扱い基準がない (25会計)

## (3) 郵便切手の取扱いについて

郵便切手の取扱いについて、7課13部署(小中学校を含む)を管理簿の確認や聴き取りを行うなどの監査をした結果、次のような不適切な取り扱いが見られた。

- 郵便切手の購入から切手の保管、照合確認まで担当者が行っている(8部署)
- マニュアル等の取扱い基準がない(13部署)

## 2. 共通事項

- (1) 契約起案文書(見積徴集・契約締結)の記載事項及び契約締結関係簿冊の整理について統一を図ること。
- (2) 報償費の起案文書や支出負担原因行為については、講師等謝礼基準に基づき財務帳票等に積算根拠を明示するように統一を図ること。また、条例等で定められていない各種委員会委員謝礼等については、基準を明確にすること。
- (3) 職員が現金(準公金を含む)郵便切手の取扱事務について、マニュアル等を作成して統一を図り、適正な取り扱い事務を行うこと。

## 3 個別指摘・注意・検討事項

### 町長部局

#### (1) 総務課

- |      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 指摘事項 | 契約関係書類の不備について<br>○郵便切手取扱い事務の不備について |
| 注意事項 | 消防設備点検記録簿の整備について                   |
| 検討事項 | ○特になし                              |

## (2) まちづくり課

- 指摘事項 ○特になし  
注意事項 ○起案文書の整備について(共通事項2)  
支出負担行為決議書等の整備について(共通事項2)  
検討事項 ○特になし

## (3) 住民環境課

- 指摘事項 ○し尿汲取り手数料の滞納対策及び滞納事務整理の促進  
注意事項 ○特になし  
検討事項 ○特になし

## (4) 福祉保健介護課

- 指摘事項 後期高齢者医療保険料の滞納対策及び滞納整理事務の促進  
介護保険料の滞納対策及び滞納整理事務の促進  
消防設備の不備について  
○補助金申請書類の不備について  
注意事項 公金受払簿の整備について  
検討事項 契約書関係書類整理の統一化(共通事項1)

## (5) 子育て支援課

- 指摘事項 ○特になし  
注意事項 支出負担行為決議書等の整備について(共通事項2)  
検討事項 ○特になし

## (6) 税 務 課

- 指摘事項 ○特になし  
注意事項 ○起案文書の整備について  
検討事項 ○特になし

## (7) 建 設 課

- 指摘事項 町営住宅使用料の滞納対策及び滞納整理事務の促進  
注意事項 支出負担行為決議書の整備について  
○工事関連書類の整備について  
検討事項 契約書関係書類整理の統一化(共通事項1)

## (8) 農林水産課

- 指摘事項 ○特になし  
注意事項 ○起案文書の整備について  
検討事項 ○特になし

## (9) 会 計 室

- 指摘・注意・検討事項 特になし

## 水道課

指摘事項	水道料金の滞納対策及び滞納整理事務の促進
注意事項	特になし
検討事項	特になし

## 下水道課

指摘事項	下水道使用料の滞納対策及び滞納整理事務の促進
注意事項	工事関連書類の整備について
検討事項	特になし

## 教育委員会

### (1) 学校教育課

指摘事項	契約関係書類の不備について ○備品台帳の不備について
注意事項	支出負担行為決議書等の整備について ○起案文書の整備について
検討事項	○特になし

### (2) 小中学校

指摘事項	○特になし
注意事項	就学援助費の申請書類の整備について 郵便切手受払簿の整備について
検討事項	○特になし

### (3) 生涯学習課

指摘事項	○特になし
注意事項	支出負担行為決議書等の整備について 収納関係書類の整理について 備品台帳の整備について
検討事項	契約書関係書類整理の統一化(共通事項) ○備品の保管について

## 議会事務局

指摘・注意・検討事項	○特になし
------------	-------

## 選挙管理委員会事務局

指摘・注意・検討事項	○特になし
------------	-------

## 農業委員会事務局

指摘・注意・検討事項	○特になし
------------	-------

## 実地監査

### (1) 消防分団格納庫 (4分団・9分団・10分団)

指摘・注意・検討事項 ○特になし

### (2) 町民研修センター

指摘・注意・検討事項 ○特になし

### (3) 地域福祉センター

改修工事中の為、監査実施なし

### (4) 健康福祉センター

指摘・注意・検討事項 ○特になし

## むすび

令和6年度上半期を対象期間として、今年度の第二回定期監査を行った。

新型コロナウイルス感染症の流行以前に戻った状況下の中で、当町における今年度上半期事業の取組みも通常どおりに実施されており、その予算執行等に関して粛々と監査を行った。

財務関係の諸帳簿や関係書類については、監査した限りにおいて適正に処理され、効率的に執行されているものと認められた。しかしながら、書類等の整備の面で一部、確実性や丁寧さが徹底されていない部分も見受けられたため、ルール順守を心掛けるとともに担当者任せにすることなく決裁の段階でも入念なチェックを行いながら、同じ指摘等を受けることのないように、更に適正な事務処理に繋げていただくようお願いしたい。

財政状況については、新型コロナ感染症対策に多額の予算を計上していたが、終息に伴い一般会計の予算額は昨年度より減少している。今後においては、人口減少等に伴う税収の減少、行政事務のICT化、社会保障費の増加など、年々厳しい財政状況になっていくものと推察する。

特別会計については、国民健康保険税以外の介護保険、後期高齢者医療の保険料収入は増加しており、特に後期高齢者医療保険料は、団塊の世代が75歳を迎える「2025年問題」の影響によるものと考えられる。また、それに伴って医療費や介護給付費の増加も考えられるため、一般会計と同様に財政状況は厳しくなっていくものと推察できる。

企業会計においては、一般会計の税収と同様に、人口減少等による収益の低下に加え、年々進む施設設備の耐用年数の経過や老朽化、物価高騰などによる経費の増加が経営に大きく影響を及ぼす状況になっている。

第6次長洲町総合振興計画を着実に実行し、まちづくりを進めていくには、財政面での経済性・効率性・有効性を考えた事業の組み立てが重要であり、滞納対策はもとより補助金等の新たな財源の確保にも継続して取り組んでいただきたい。

今回の監査において、各種団体の事務局として取扱う現金や祭りの協賛金など公

金以外で業務として取り扱う準公金と切手の取り扱い状況についての監査を行った。

準公金においては、公金とは違い事務処理の手順が定められていない状況にあり、出納簿による収支の管理がされていないもの、各種団体等の監査を受けていないもの、定期的な出納簿と通帳の照合がされていないもの、現金・通帳等の保管庫の鍵管理を担当職員が単独で行っているなどの改善すべき点が見られた。また、郵便切手の取扱いについても、郵便切手の購入から切手の保管、照合確認まで担当者が行っているものなどの改善すべき点が見られた。以上のことから統一したマニュアル等の策定をお願いするとともに、準公金・郵便切手を取り扱う職員は、自分が果たす任務と責任を自覚し、事務を行うとともに、管理監督者は、準公金・郵便切手の会計管理に関して、常に徹底した管理意識を持って指導監督を行っていただきたい。

最後に、更なる住民福祉の向上と長期に亘る安定的な行財政運営について熟考を重ね、定住化と少子化対策にも改めて目を向けながら、第6次長洲町総合振興計画のまちの将来像である『魅力と活力にあふれ 夢ふくらむ 未来輝くまち』に向けて、一層、丁寧に取り組まれるよう望むものである。